

平成26年4月 定例会議

平成26年度

第1回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成26年4月9日

みどり市教育委員会

平成26年度 第1回 みどり市定例教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成26年4月9日(水) 午後3時00分から
- ・招集場所 : みどり市役所教育庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 丹羽 千津子
2番委員 松崎 靖
3番委員 山同 善子
4番委員 金子 祐次郎
5番委員 尾崎 享子
- ・説明のため出席した者 : 教育部長 松井 篤
教育総務課長 田村 栄助
学校教育課長 保志 守
学校計画課長 小林 幹児
社会教育課長 小池 秀樹
文化財課長 石原 亨夫
富弘美術館事務長 高山 進
- ・本委員会書記 : 教育総務課総務係 根岸 美佳
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課総務係 石井 宣行

議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
 - ・日程第2 : 会期の決定
 - ・日程第3 : 報告第1 教育長報告について
 - ・日程第4 : 議案第1号 みどり市笠懸小学校の分離・新設に伴う学区について
 - ・日程第5 : 議案第2号 平成26年度富弘美術館管理運営委員の委嘱について
 - ・日程第6 : 議案第3号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について
-
- ・開会 : 午後3時45分

(委員長) ただいまから平成26年度第1回みどり市定例教育委員会会議を開会いたします。

・日程第1 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第1、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。これにつきましては、席番3番の山同善子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

・日程第2 会期の決定

(委員長) 日程第2の会期の決定ですけれども、平成26年4月9日（水）本日1日ということで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定させていただきます。

・日程第3 報告第1 教育長報告について

(委員長) 日程第3、報告第1 教育長報告について、尾崎教育長の方からお願いいたします。

(教育長) (内容：説明資料)

(委員長) ただいまの教育長の報告について、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

・日程第4 議案第1号 みどり市立笠懸小学校の分離・新設に伴う学区について

(委員長) 日程第4、議案第1号 みどり市立笠懸小学校の分離・新設に伴う学区について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、小林学校計画課長より内容説明をお願いいたします。

(学校計画課長) (内容：説明資料)

(委員長) 小林課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第4、議案第1号 みどり市立笠懸小学校の分離・新設に伴う学区について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第5 議案第2号 平成26年度富弘美術館管理運営委員の委嘱について

(委員長) 日程第5、議案第2号 平成26年度富弘美術館管理運営委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、高山富弘美術館事務長より内容説明をお願いいたします。

(富弘美術館事務長) (内容：説明資料)

(委員長) 高山事務長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第5、議案第2号 平成26年度富弘美術館管理運営委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第6 議案第3号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定の決定について

(委員長) 日程第6、議案第3号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、田村教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) (内容：説明資料)

担当の方から詳細について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(常見主査) (内容：説明資料)

(委員長) 常見主査の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(金子委員) 特定控除額を所得から差し引いて基準額となりますが、特定控除額の意味合いはどのように理解をすれば良いのでしょうか。

(常見主査) 資料2の別表2に書かれておりますが、それぞれご家庭でいろいろ出費の状況等がありますので、所得の判断として昨年からは設けさせて頂いています。別紙2の特定控除額の欄に表示しておりますA②やB②というのは、別表2のそれぞれの項目を指示しております。例えばA①であります、母子世帯・父子世帯そういったものに当たります。所得の方から49万円を差し引かせて頂くというふうな計算をさせていただいています。Aにつきましてはそういった家庭内の状況でありまして、別表2のBにつきましては、奨学生が通う学校の例えば、高校に進学する予定であるとか大学に進学する予定であるとか、若しくは大学であっても国公立、私立の別ですとか自宅から通うのか、若しくは一人暮らしで家を出て通うのか、そういったことの状況を金額に換算して対応させていただいているような状況です。

(金子委員) 修学のために必要な経費がこの位掛かるだろうという想定のもとで決めた金額という理解でよろしいのでしょうか。

(教育総務課長補佐)　そういうことになります。基準額の参考としましては、いわゆる昔の育英基金ですけれども、そちらの方を準用させていただくということが決まっております。

(金子委員)　算定後の結果というのは収入から修学のためにこの経費は必ず必要になるという部分は除いて残った額で基準値と比較するということですね。

(委員長)　1番の方は、お父さんは無職となっておりますが収入が有るのですか。

(教育総務課長補佐)　申請をなさった3月の時点では、お仕事を辞めていることになります。ただ所得の内容につきましては、平成24年中のものになりますので、その時には仕事をなさっていたので結果が出ているということになります。

(委員長)　現在は仕事が無ければ収入は無いかもしれないということですね。

(教育総務課長補佐)　そういうことになります。

(教育総務課長)　25年度の収入また、所得につきましては、確定するのが6月という形になりますので、どうしても24年度を参考にさせていただくという形になっています。

(金子委員)　これまでの事例で基準額を超えている場合で奨学金の対象となる事例はあるのでしょうか。

(教育総務課長)　みどり市奨学生選考基準は平成25年3月1日から施行することによって、昨年こちらの基準を作成させていただきました。25年度につきまして16名の申請者がいまして、16名全員が基準以下ということで今年度初めて3名の方が超えるという状況になっております。

(委員長)　申請というのはこの期間内だけで途中でということは無いのですか。

(教育総務課長)　条例規則を改正させていただきまして、今まで年一回3月の申請でしたけれども借りやすくしようということで年二回申請期間を設けて8月から8月末という形で第二回目の申請の受付もするというように25年度からなっています。

(山同委員)　この基準を細かく説明したうえで申請を出していただいている訳ですが、

それよりも自分の所得が多くても申請してみようかなという感じで申請が出てきているのですか。

(教育総務課長) 実際にここまで申請者が細かく計算しているかどうかというのは、事務局の方では承知はしていないところですが、説明の方はさせていただいた中で、例えば家のローンがあるとかいろいろな事情があるのでぜひ借りたいというような理由もあって申請されているように理解しています。

(山同委員) 申請用紙を出す段になってこの資料というのはその説明資料に添付されている訳ではないのですか。たぶん説明されていればこれを見たら「ダメだわ」というふうになっている方もいらっしゃるのかなと思ったのですが、それとも例外もあるかもしれないからこの数字を見たけれども出してみようかなというお考えなのか。

(教育総務課長) いろいろご事情があって申請をされていると思います。例えば「家のローンがあって厳しいのですよ」とか「病気をされて入院している家族がいるので経済的に厳しい」という判断をされて申請する方もいらっしゃるのではないかと思います。

(山同委員) 基準というのはある程度基準として、こればかりではないですよという部分で貸せますというのでしたら、それはそれでいいと思いますけど、きちんとした表示は必要だと思います。例えばあそこの家はあんなに有るのに家のローンや車のローンがあるのは分からない訳ですよ。家は借りられて家は借りられなくてというのがもし出てきた場合に、ここに基準があって、修学援助もそうですけれどもこんなに超えているというふうになってしまうと思います。私も子供を育てている最中なので、これだけあったとしても大変だなというのは分かりますが、ただここに基準があるので、やっぱり基準に対して大幅に超えている場合に、貸してあげられる方とあげられない方の分別がきちっと付くような説得力のあるものが無いと基準の意味が薄れてきてしまうと思います。

(教育総務課長) 受付する際には申請者の方からお話を聞いたり、またこちらから説

明をしたりというのはさせていただいています。基準についてより明確に申請の際にご説明するようなことは、今後徹底していきたいと考えています。

(山同委員) ここに出ている方については、含みもあって来ているというふうに考えて判断するということなのですか。

(教育総務課長) そうとも限らないです。

(山同委員) 1番最後の方ですと他の方と比べて基準額超えが大きい気がしますよね。上の方も自宅外から私立の大学に行っているのであれば掛かると思います。こうなると借りられる枠がみなさんすごく増えて来るのではないかなと感じます。

(教育総務課長) 兄弟姉妹に関しましては、先ほど担当からもお話をさせて頂きました別表の所でお金が掛かっている。若しくは私立ましてや自宅外から通学されているその分余計に控除されています。

(委員長) 申請した方が基準値を超えているので、今回は貸与出来ませんということになった場合には、再度またよく説明して計算上こうなってオーバーしているのではという説明をするのですね。

(教育総務課長) そうです。先ほど説明したように所得を見るのが24年度になってしまいますので、25年度になった場合どうかというそういう部分も額が微妙に超えているところも場合によってはあろうかと思えます。ただそれによっては二回目の申請が出来ますので、その辺について良くご案内をさせていただけたらと思います。

(山同委員) 8月なら6月に確定が出ている訳ですものね。その時点で状況が分かるということになるので、もう一度トライして貰うような説明をしていただきたいと思えます。

(委員長) 本当に困っている人を助けるものなので、ある程度ラインがありますよということを知っていただかないと困りますしね。

(教育長) これまでも奨学金制度がみどり市にあることの広報の不十分さが無いか

ということについては、ここ何年か相当神経を使って広く皆さんに知っていただくというふうにいたしましたから場合によっては、ある程度収入が高い方もここに申請がされて来ている所もあるかも知れませんが、ご覧いただくように大変高額所得の方はあまり上がってきていなくて、せいぜい公務員で公務員の500万位の年間の方が共働きだということで総額は増えていますけどもそういう形になります。この応募については、非常に丁寧に説明しているというふうに私は思っています。説明の仕方も資料をいろいろカラーで用意いたしまして分かるような説明をしていますので、「今回もダメですよ」ということになった場合については、この資料はともかくとしましても非常に不公平感が無いように丁寧に説明し、先ほど教育委員からもありましたように、まだチャンスはこれ一回きりではありません。2年生3年生になった途中でも事情が変われば出していただいて、審査が通ればOKだと思いますからそういうところも丁寧に説明出来ると思いますから、そういうところを加味していただけたらありがたいと思います。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第6、議案第3号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事をすべて終了いたします。
ご苦勞様でした。

・閉会：午後4時50分

・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議 事 日 程

・日程第3 : 報告第1 教育長報告について (報告)

- ・ 日程第 4 : 議案第 1 号 みどり市立笠懸小学校の分離・新設に伴う学区について
 (可決)
- ・ 日程第 5 : 議案第 2 号 平成 2 6 年度富弘美術館管理運営委員の委嘱について
 (可決)
- ・ 日程第 6 : 議案第 3 号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について
 (可決)